

奄美・琉球の世界自然遺産登録の早期実現に向けた取組の推進を求める意見書

奄美・琉球には、大陸との分離・結合の歴史を反映し、アマミノクロウサギなど絶滅のおそれのある種や固有の種が数多く存在しており、亜熱帯照葉樹林の独特の生態系や高い生物多様性は世界に二つとない価値を有するとして、国、県、市町村が一丸となって、世界自然遺産の登録に向け、その価値の保全や持続可能な利用等の取組を推進しているところである。

屋久島に続く県内二つ目の世界自然遺産の登録は、県民の夢であり、奄美地域にとっては地方創生の大きな切り札となることが期待される。

また、我が国最後の世界自然遺産候補地ともいわれる奄美・琉球の優れた自然を保全し、活用しながら地球の財産として将来の世代に引き継いでいくことは、我が国のみならず、国際社会に対して我々の世代が果たさなければならない重要な責務である。

一方で、本年9月には、徳之島で開催された奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会において、環境省から奄美地域ややんばる地域の国立公園指定のための調整が続いており、世界遺産としての登録は早くても平成30年夏以降となるとの認識が示されたところである。

世界自然遺産の登録に当たっては、その価値を有する地域の保全に万全を期す必要があることから、国において、その保護担保措置となる奄美の亜熱帯照葉樹林の国立公園指定等に向けた調整等が鋭意進められているところであるが、これ以上の登録の遅れは、一刻も早い対応が求められる保全の取組の遅れや地元の機運の低下につながることを懸念される。

よって、国におかれては、平成30年の世界自然遺産登録に向けて、核心地域の公有地化に必要な財源確保など所要の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月2日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
環境大臣